

Pocket

つなぐ
ささえる
まもる

Take free vol.10
2018年3月発行

ソーシャルワーカーは港に似ているかもしれない。受け入れて、繋ぐ。嵐がきても、きっと、大丈夫。



兵庫県社会福祉士会です。

あなたや家族の方が
生活の中で困ったことがあった時に、
お話をよくうかがって、
最も適したサービスに「つなぎ」、
生活を「ささえる」チカラになることが
私たち社会福祉士の仕事です。
また、高齢の方や障害のある方を
「まもる」ため、
地域の自治体や弁護士などの
専門職と連携し、虐待防止にも
積極的に取り組んでいます。

特集

ご存知ですか？

生活困窮者 自立支援制度

「お互いに支え合う地域づくり」が、
一人ひとりの想いと暮らしを支えます。



index

[特集] ご存知ですか? 「生活困窮者支援制度」	02
「生活困窮者支援委員会」に聞きました。	04
武庫川河川敷ホームレス巡回相談会	05
兵庫県社会福祉士会通信	06



就職

住居

家計管理

子どもの学習等の

サポートがあります。

《出典 厚生労働省》

自立相談支援事業

あなただけの支援プランを作ります。

生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずは地域の相談窓口にご相談ください。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かあなたと一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。



住居確保給付金の支給

家賃相当額を支給します。

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をする事等を条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。



就労準備支援事業

社会、就労への第一歩。

「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」等、直ちに就労が困難な方に6ヶ月から1年の間、プログラムにそって、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。



家計相談支援事業

家計の立て直しをアドバイス。

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援します。



就労訓練事業

柔軟な働き方による就労の場の提供。

直ちに一般就労することが難しい方のために、その方に合った作業機会を提供しながら、個別的就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を中・長期的に実施する、就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)もあります。



生活困窮世帯の子どもの学習支援

子どもの明るい未来をサポート。

子どもの学習支援を始め、日常生活習慣、仲間との出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。



※住居をもたない方、またはネットカフェ等の不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。あわせて、退所後の生活に向けて、就労支援等の自立支援も行う「一時生活支援事業」もあります。

※「住居確保給付金の支給」、「一時生活支援事業」、「就労準備支援事業」については、一定の資産収入に関する要件を満たしている方が対象です。

※各事業のほか、関係機関等と連携し、適切な支援機関にもつなぎます。

まずは、お近くの行政相談窓口へ。
社会福祉士などが相談に応じます。

各市の相談窓口はこちら <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf03/seikatsukonkyu.html>



特集

ご存知ですか？

「生活困窮者支援制度」

この制度は、働きたくても働けない、住む所がないなどの生活全般の困りごとについて、一人ひとりの状況に応じた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行うものです。

◎生活保護に至っていない生活困窮者に対する第2のセーフティネットです。本人の生きる力を支え、自己選択、自己決定を基本に自立を支援します。

◎地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げます。

◎「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく「相互に支え合う」地域を構築していきます。



生活に困っている

将来が不安

病気で働けない

仕事が見つからない

家族のことで悩んでいる

社会に出るのが怖い

住む所がない

家賃を払えない



活動インタビュー

武庫川河川敷ホームレス巡回相談会

兵庫県弁護士会 貧困対策部会

菊田大介氏に聞く

10年以上前、弁護士有志によって始まった当相談会。現在は、兵庫県の委託事業として「兵庫県弁護士会」が実施しています。阪神地区を流れる武庫川の河川敷にあるホームレスのテントを回り、失業者や路上生活者など、生活困窮者を対象に法律相談に応じています。兵庫県社会福祉士会もこの活動に参加しており、福祉の専門家として、生活再建に向けた具体的な支援をしています。



武庫川河川敷ホームレス巡回相談会(テーブル右:菊田氏)

相談会が始まった当初は、ブルーシートが河川敷にびっしりと並び、本部に帰ってくるのが午後6時頃になるようなことも多くありました。現在は、テント自体が減少してきており、午後4時頃までには、概ね全ての班が本部に戻ってきます(現在の相談件数は、各班合計で、多くて概ね20件まで)。相談内容は、生活保護を受給したいができない方の相談や、借金問題、年金問題など様々。また、社会福祉士会の方々に生活再建に向けた相談に乗っていただき、安心してもらえているなど感じています。

近年で感じるのは、昔からずっとホームレスとして生活している人の中には、保護をそもそも受給したくないという方も多いということです。そのような方には、保護を受けたくなったらお願いですからと言われています。一方で、まだ30代や、40代とみられる、比較的若い方がいらっしやることもあります。そのような方は、できれば居宅に入りたいものの、保護を受給できるか自信がなく、やむなくホームレス状態になっているという方が多いです。そのような方に対しては、保護を受給して円滑に居宅に入ってもらえるよう、より注意

をして聞き取りをするようにしています。年2回相談会をしていますが、最近では居宅につなぐケースが多いわけではありません。ただ、居宅に入りたいと思っているのに入っていない人が1人でもいるのであれば、相談をする意味があると思います。また、定期的に声をかけてもらえて安心だと言っていたら、我々としても、まだまだ相談会を継続すべきであると考えています。

話…兵庫県弁護士会 菊田大介氏

《委員会インタビュー》



兵庫県社会福祉士会 「生活困窮者支援委員会」に聞きました。

生活困窮者支援委員会の活動内容

当委員会は、ホームレスや経済的に困窮する恐れのある低所得者及び社会的孤立状態にある方々を対象に、相談援助、地域生活支援、権利擁護、就労支援、地域ネットワークづくりなど、必要な支援を行うことを目的としています。とりわけ、生活困窮者自立支援法における相談支援機関の主任相談支援員等の生活困窮者支援にかかわる専門職の支援を行っています。そして、学習会等により生活困窮者が抱える課題の理解を深め、弁護士会等の職能団体と連携を図りながら支援活動を展開していきます。

さまざまな「困窮」を研修を通じて学ぶ

生活困窮者支援委員会では、2017年8月に実施した認証研修「滞日外国人ソーシャルワーク」に引

続き、「滞日外国人」をテーマにした研修を行いました。日本で暮らす外国人(滞日外国人)については、200万人を越えており、言葉・文化・制度の壁があることから様々な生活課題を抱えながら暮らしている方々がいます。

今回(2018年2月11日の滞日外国人支援)の研修では、滞日外国人を理解する基礎知識とコミュニケーション方法等を学び、社会福祉士としては、どのような支援が求められているのかについて考える研修会で、24名の参加者がありました。

当事者のカリナさんからは、母国の現状や日本の行政窓口等で、とても不安を感じた経験が研修会で語られました。生活困窮や様々な課題を抱えている滞日外国人は、何をどこに相談して良いのかわからない状態に陥っていることもわかりました。支援団体からは、滞日外国人が関係す

るDVや介護など様々なケース対応の報告があり、多文化ソーシャルワークの重要性を認識しました。わたしたち社会福祉士としては、共生社会づくりに滞日外国人も大切なひとりであるので、しっかりと支援できるように取り組んでいきたいと思えます。

生活困窮者支援委員会 藤井 真人



定例委員会は、偶数月の第1日曜日 10~12時、兵庫県福祉センターにて開催します。





今年もやります!

ソーシャルワーカーデー2018inひょうご

主催:兵庫県社会福祉士会、兵庫県介護福祉士会、兵庫県精神保健福祉士協会、
兵庫県介護支援専門員協会、兵庫県医療ソーシャルワーカー協会

2018年8月25日(土)
10:00~16:00
in神戸デュオドーム
(JR神戸駅南側)

海の日「ソーシャルワーカーデー」

すべての人を(海は一つである)、力強く(海にはパワーがある)、
かけがえのない存在として(海は人類の母胎である)支援する、
ソーシャルワーカーのこういった活動を海にたとえ、
ソーシャルワーカーデーが海の日を設定されました。

それぞれの団体が専門性を活かした福祉なんでも相談、日々の活動のPRコーナー、障害体験コーナー、チャリティー商品の販売イベントに賛同して参加して下さる企業・団体の催しや展示などのブースとあった、ソーシャルワーカーに触れるコーナーや、プラ

ココロの開港
ありのままをあたりまえに
みんなが活きる福祉

スボルテーニョによる吹奏楽演奏、少年少女合唱団、お笑いマジックショーなどのイベントを盛り上げるステージなど、盛り沢山の内容です。ハーバーランドの近くですので、お買い物ついでに是非お立ち寄りください!



6つの特典

1. 本会主催の研修等が会員価格(半額程度の割引価格)で受講できます!
2. 福祉関係の情報提供として、会員機関誌(年4回)を受け取れます!
3. 会員機関誌・広報誌・HP等へ無料または割引価格での広告掲載ができます!
4. メーリングリストへの登録により、求人情報やイベントボランティア情報などを瞬時に本会会員に広報できます!
5. 専門性を備えた講師を優先的に派遣! 職場内研修を充実させることができます!
6. 本会所属の専門職アドバイザーによる専門職への支援を受けることができます。

《法人賛助会員の入会要件》

1. 本会理事会において、法人賛助会員として適切であると承認を受けること。
2. 所定の年会費を本会に納入すること。年会費は、20,000円です。(期間:4月1日~3月31日)
3. 上記の資格の上、本会の規約に従える者。

法人賛助会員募集

広告・法人賛助会員の申込・お問合せ先

(一社)兵庫県社会福祉士会 事務局

mail: syadanhyogo@hacsw.or.jp

TEL: 078-265-1330

FAX: 078-265-1340

兵庫県

県民のみなさま、社会福祉士のみなさまへ。

社会福祉士会通信

CHECK

キャンペーン期間

2018年4月1日~7月31日



新会員をご紹介いただいた会員のみなさまにも、新しく入会された方にも、喜んでいただける特典をご用意しております。

会員紹介キャンペーン!!

ご入会者(新規会員)に
QUOカード1,500円分プレゼント!

※ご紹介いただいた方の本会年会費の振り込み確認後、QUOカードを発送いたします。
※紹介者数の上限はありません。紹介者一人につき1,500円のQUOカードをプレゼント。



ご紹介者(本会会員)にも
QUOカード1,500円分プレゼント!

※本会年会費の振り込み確認後、QUOカードを発送させていただきます。
※本会の研修で使用できる研修クーポン(500円分)をプレゼントします。
※再入会者には入会金(5,000円)を本会が補助します。



広告募集

兵庫県社会福祉士会広報誌「Pocket」に掲載する広告を募集しています!



- 費用: 1万円(左のサイズ)
- 発行部数: 約4,000部
※県内社会福祉関係機関 及び
その他 本会会員から
直接依頼して配布
- データはPDFでメール添付



1



2



3



4

おぐらさん：「楽しい一日だったよ」「相談できて安心した」という言葉を頂きました。



事業活動

- ・社会福祉に関する情報提供及び相談事業
- ・権利擁護に関する相談事業
- ・成年後見・後見監督に関する事業
- ・社会福祉士等の養成支援に関する事業
- ・地域包括支援センターへの支援に関する事業
- ・社会福祉従事者研修に関する事業
- ・生活困窮者支援に関する事業
- ・高齢者虐待・障害者虐待防止等に関する事業
- ・児童虐待防止・子育て支援等子ども家庭支援に関する事業
- ・福祉サービスの質の向上のための評価に関する事業
- ・社会福祉及び社会福祉士に関する調査研究事業
- ・県・市町の福祉計画への参画・提言
- ・その他、この法人の目的を達成するために必要な事業



編集後記

「福祉の制度はわからない」「手続きや説明が難しい」という声をよく聞きます。『福祉』って、自分らしく安心して生活する為にあるのですが、知らないと使えない事がたくさんあります。何か困った事や相談したい事はありますか？そんな時はあなたの近くにいる社会福祉士に尋ねてください。きっと道が開けるはずですよ。

この一枚

南芦屋浜



撮影者：中原 克子さん 「南芦屋浜散歩中に見つけました。」

